

ID: 114

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の更新		
例規名 根拠条項	聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則 第5条第1項		
例規番号	昭和58年 規則第3号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の更新) 第五条 町長は、現に受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)が、受給者証の有効期間満了後も引き続き受給資格を有するときは、受給者証を更新して交付するものとする。 2 更新後の受給者証の有効期間は、前条の規定による。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日